

札幌市職員の懲戒処分について

下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、令和5年4月7日、飲食店の共用トイレに小型カメラを設置し、店舗利用者等を盗撮するという不祥事を引き起こした。設置後間もなく、当該カメラは被害者によって回収され、被害届とともに警察へ提出された。

その後、令和5年4月10日に被処分者は警察へ出頭し、盗撮行為について自首した。その際、逮捕には至らなかったが、刑事事件として在宅のまま捜査が続き、札幌市においても調査を進める中、被処分者は盗撮行為を認めた。

このような行為は北海道迷惑行為防止条例及び信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するものである。

なお、本件は現在、警察から検察庁へ送致されている。

2 処分日

令和5年11月1日（水）

※本件については、札幌市における事実認定を終え上記日付にて処分を行ったが、警察の捜査終了を確認するまで公表を控えていたもの。

3 処分内容

停職6月

4 被処分者

子ども未来局 一般職 男性 30歳代